

社会福祉法人みのり会 役員等の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人みのり会（以下「法人」という。）の定款第8条及び定款第21条の規程に基づき、役員、評議員の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤理事とは、役員のうち、当法人を主たる勤務場所とする者をいう。
常勤理事は、当法人職員を兼務し、職員給与を支給する。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤理事以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 非常勤役員等とは、非常勤役員及び評議員をいう。
- (6) 報酬とは、社会福祉法第45条の3第1項で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。
- (7) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費）等の経費をいう。また、費用と報酬とは明確に区分されるものとする。

(常勤理事の報酬)

第3条 常勤理事については、当法人職員を兼務し、職員給与を支給していることから本規程に基づく報酬等は支給しないものとする。

(非常勤役員等の理事会又は評議員会への出席)

第4条 非常勤役員等が理事会又は評議員会に出席したときは、定款の規程に基づき、別表1・別表2により報酬等及び実費弁償費を支払うことができる。
2 同時にあわせて法人及び施設運営等のために業務があつた場合は、本条の報酬等及び実費弁償費は支払わない。

(非常勤役員等の理事会及び評議員会への出席以外の業務)

第5条 非常勤役員が理事会出席以外で法人及び施設の運営のために、その業務にあつた場合は、定款の規程に基づき、別表2により報酬等及び実費弁償費を支払うことができる。

2 評議員が評議員会出席以外で法人及び施設の運営のために、その業務にあたった場合は、定款の規程に基づき、別表1により報酬等及び実費弁償費を支払うことができる。

(監事の報酬)

第6条 監事が法人及び施設の運営状況を指導又は監査の業務にあたった場合は、定款の規程に基づき、別表2により報酬等及び実費弁償費を支払うことができる。

(報酬の支給)

第7条 非常勤役員等の報酬及び実費弁償費は、その全額を通貨で直接支払うものとする。
ただし、法令に基づき報酬から控除すべき金額がある場合には、報酬から控除して支払うものとする。

2 非常勤役員等の報酬の支給日は、理事会及び評議員会の出席の都度又は業務を行った都度支給する。

(出張旅費)

第8条 非常勤役員等が、法人業務のため出張する場合は、別表3により報酬及び旅費等を支給することができる。

2 旅費は、実費を支給する。

3 業務遂行に必要な経費は、実費を支給できる。

4 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(公表)

第9条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

附則 この規程は、令和2年6月19日（定時評議員会の議決日）から施行する。

別表 1

評議員の報酬

	日額	年間総額
評議員会への出席	3,000円	40,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤（行事へ参加は除く）	3,000円	

※評議員からの申し出があれば、無報酬とすることができる。

※上記報酬額は源泉徴収後の金額とする。

別表 2

理事

	日額	年間総額
理事会等会議への出席	5,000円	120,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤（行事へ参加は除く）	5,000円	

※上記報酬額は源泉徴収後の金額とする。

監事

	日額	年間総額
監事監査等への出席	10,000円	100,000円
理事会等会議への出席	5,000円	
上記の他、法人及び施設業務のための出勤（行事へ参加は除く）	5,000円	

※上記報酬額は源泉徴収後の金額とする。

別表 3

旅 費	宿泊費	その他
実 費	実 費	実 費